

## 寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人浪曲親友協会(以下、「当法人」という。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄附金 一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金。
- ② 特定寄附金 個人又は団体から事業を特定して受領する寄附金。

2 この規程における寄附金は金銭のみとする。

(寄附金の募集)

第3条 当法人は常時寄附金を募ることができる。

2 受領した寄附金は、寄附金総額の20%以上を公益社団法人浪曲親友協会 定款第3条目的、第4条公益目的事業に使用するものとし、その残余を管理費に使用するものとする。

3 賛助会員会費は、当法人への寄附金とする。

- ① 法人・団体、特別会員は、1口10,000円で 1口以上とする。
- ② 個人会員は、1口3,000円で 1口以上とする。

(受領書等の送付)

第4条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、当法人への寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄附に係る結果の報告)

第5条 当法人は、年度末決算終了後速やかに寄附金総額、人数、使途予定その他必要事項を記載した報告書を、寄附をされた個人または団体(ご担当者)に直接メールにて報告するものとする。但し、ホームページ上で公開することをもって代えることができるものとする。

(特定寄附金)

第6条 当法人は個人又は団体より特定寄附金を受領することができる。

2 前項の寄付金について寄付者から資金用途及び寄付金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄付金下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄付金を辞退しなければならない。

- ① 国、地方公共団体、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合。
- ② 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合。
- ③ 寄付金の受け入れに起因して、当法人が著しく資金負担が生ずる場合。
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、当法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及び当法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合。

(情報公開)

第7条 当法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第8条 寄付者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規程は、平成24年1月16日から施行する。
2. 平成27年6月18日改正 第3条第3項

公益社団法人浪曲親友協会 定款(抜粋)

(目的)

第3条 この法人は、浪曲公演活動を通じて、日本の伝統芸能文化「浪曲」を保存・継承し、さらに普及拡大する活動により、我が国伝統文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)日本の伝統芸能文化「浪曲」を保存・継承する事業
  - (2)福祉施設への慰問事業
  - (3)浪曲に関する調査研究
  - (4)浪曲教室等後継者育成事業
  - (5)公的機関等が実施する事業に協力して浪曲の普及啓発を図る事業
  - (6)その他この法人の目的を達成するために必要な事項
- 2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする